



移住推進住宅支援事業補助金について

市では、地域の担い手となる子育て世代や就業世代の移住の推進と、定住を促進するため、本市への移住者が市内に賃貸住宅を契約し居住する場合に補助金を交付します。

対象者

- ①令和5年4月1日から令和8年3月31日までに転入している者
- ②平成23年3月11日時点で南相馬市に住所を有していない者
- ③申請者（契約者）が申請日時点において43歳未満であること
- ④転入後6か月以上継続して居住しており、5年以上の定住を誓約できる者
- ⑤相双地方で就業している者又は開業している個人事業主であり、1年以上の就業又は事業運営が見込まれること
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けていないこと＜世帯全員＞
- ⑦税の滞納がないこと＜世帯全員＞
- ⑧不動産仲介業を営む事業者が所有又は仲介する市内の民間賃貸住宅に家賃を支払い居住している者であること
- ⑨他の家賃補助等を受けていないこと（就業先からの住宅手当も含む）
- ⑩国家公務員又は地方公務員ではないこと＜世帯全員＞
- ⑪市の移住定住に関する施策に協力できる者であること＜世帯全員＞
- ⑫暴力団員等でないこと＜世帯全員＞
- ⑬その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと

補助金の額

最大36か月分を交付します（令和11年3月分の家賃まで）

家賃補助	月額10,000円
移住推進エリア（小高区）加算 （小高区に居住する場合）	月額5,000円

申請受付時期

令和8年4月分～令和8年9月分の家賃

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで受付を行います。

※転入後6か月以上継続して居住していること

注意事項

領収書などは、申請者（契約者）名義のものが必要になります。

申請・問合せ先 空き家と住まいの相談窓口 **ミライエ**（市担当課）建設部都市計画課

電話番号 0244-26-6383

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）8時30分～17時00分